

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成19年12月17日(月曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 7号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 工事請負契約の締結について

《付託陳情》

陳情第 5号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情

陳情第 6号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情

陳情第 7号 高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情

出席委員(7名)

委員長	林 一 雄	副委員長	柴 田 徹 也
委員	林 正一郎	委員	木 内 欽 市
委員	景 山 岩三郎	委員	向 後 悦 世
委員	伊 藤 保		

欠席委員(なし)

委員外出席者(1名)

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者(23名)

教 育 長	米 本 弥 榮 子	環 境 課 長	平 野 修 司
財 政 課 長	平 野 哲 也	保 險 年 金 課 長	増 田 富 雄
健 康 管 理 課 長	小 長 谷 博	社 会 福 祉 課 長	在 田 豊
高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜	庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
学 校 教 育 課 長	及 川 博	生 涯 学 習 課 長	花 香 寛 源
そ の 他 担 当 員	1 5 名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
主 査	穴 澤 昭 和		

開会 午前10時 0分

委員長（林 一雄） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会ということで大変にご苦労さまでございます。

2007年も残すところあと2週間足らずとなりました。朝晩大変に気温が低くなり空気も乾燥しております。顔にマスクをされる方が多く見かけられます。皆様方にとりましても、風邪等に十分気をつけてお仕事にお励みください。

今回付託されました議案は、議案第1号中の所管と議案第2号、議案第7号、議案第13号の4議案と陳情の3件でございます。よろしくご審議をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますのでご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したいとの申し出がありました。これを許可いたしましたので、ご了解を願います。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 4分

委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん大変ご苦労さまでございます。本日は、付託されました議案4議案と陳情3件について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどお願い

申し上げます、簡単ではありますが、あいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表いたしましてごあいさつを申し上げます。

平成19年も残りわずかとなりました。委員の皆様には、日ごろより文教福祉にかかわりの深い事項につきまして、ご指導、ご支援を賜っておりますことに対しまして、心より感謝と御礼を申し上げます。

本日は、議会より付託されました4議案、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第7号、議案第13号と陳情第5号、第6号、第7号のご審議をお願いいたすことになっております。質問には簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

委員長（林 一雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案と去る12月10日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第13号、工事請負契約の締結についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらばお願いいたします。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、社会福祉課の関係する議案第1号の補正予算の関係でご説明をさせていただきますが、財政課長の方から補足説明があったわけでございますけれども、重複する部分があるかと思っておりますけれどもご説明申し上げます。

まず、補正予算書の12ページの一番上をごらんいただきたいんですが、2款1項11目、総務費の諸費の中の説明欄2の国庫支出金等返還費3,600万円の増額補正でございますが、平成18年度決算が確定をいたしまして、平成18年度の国庫負担金を精算いたしましたところ、生活保護給付費で3,355万6,000円、それから障害者自立支援給付費で303万7,000円と給付費が減となりましたものですから、国庫に返還するものでございます。

続きまして、14ページをお願いしたいんですが、14ページ中段から15ページにかけて3款の民生費でございますが、3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1でございますけれども、これは給与費でございますが、社会福祉課の社会班と保護班、障害班、3班21名の給与補正でございます。

それから、説明欄2でございますが、社会福祉総務事務費の18節備品購入費20万4,000円の増額補正でございますが、福祉機械器具を購入しまして福祉センターの方へ設置したいということで予定をしております。これは、井戸野にお住まいの本部弘親さんという方から社会福祉機器の整備のために寄附金をいただきましたので、それを受納いたしまして整備をするものでございます。

それから、1項2目障害者福祉費でございますが、説明欄1の重度心身障害者（児）医療費助成事業、20節扶助費494万2,000円の増額補正でございますけれども、これは身障の1、2級、そして療育手帳AからA2への障害者の医療費の一部負担の支給でございますが、平成19年度上半期の実績に基づきまして、年度中の決算見込みを算定をいたしました。平成19年度予算編成の際には、4月診療分からの制度改正を踏まえまして、見込額を推計したところでございますけれども、申請件数が増になっておりますので、年度末に不足が見込まれるということで今回増額補正をさせていただくものでございます。これにつきましては、歳入は県2分の1の助成事業となっております。

それから、説明欄2でございますが、地域生活支援事業、13節委託料232万4,000円の増額でございますが、当初予算積算時に対しまして県の補助金の積算単価が増となっておりますので、今回、増額をさせてもらうものでございます。歳入につきましては、国2分の1、県4分の1の補助事業ということでございます。この中で相談支援事業の委託料でございます

が、障害者の自立支援、そしてまた社会参加促進ということを目的に障害者からの相談を受け、そしてまた助言や情報提供を行うための事業としまして70万4,000円を増額するものでございます。

地域活動支援センター機能強化事業委託料でございますが、障害者のためのさまざまな教室、そして行事、地域交流などによります活動機会の提供を行うための事業といたしまして162万円の増額をするものでございます。これらの委託事業につきましては、いずれもロザリオの聖母会友の家、こちらへ委託をし実施をするものでございます。

それから説明欄3でございますが、障害者グループホーム等入居者家賃補助事業、19節負担金補助及び交付金117万6,000円の増額補正でございますけれども、グループホーム等10か所の事業所へ市の障害者23名が入居しております。これらの入居者の家賃1人当たり月額1万円を限度に補助する事業でございますが、当初予算時よりも入居人数が増になったこととあわせまして、県の要綱改正によります補助対象家賃限度額が増になったことによりまして、増額をするものでございます。歳入は、県2分の1の補助事業となっております。

それから説明欄4でございますが、障害者自立支援対策事業、19節負担金補助及び交付金706万円の増額補正でございますが、平成18年度に障害者自立支援法が施行になりまして、この制度のすべてに直ちに移行が激変緩和措置によりまして困難な事業所への経過的な支援といたしまして、新たな制度への円滑な移行を促進するために、事業所への送迎サービスの利用者軽減、それから障害児の療育不安軽減のための交流の場の整備ということで、それらの事業へ補助するものでございます。これは新規の事業でございますが、平成19年、20年度の2か年の経過措置として設けられました補助事業でございます。

それから、続きまして17ページをごらんいただきたいんですが、3款3項1目児童福祉総務費でございますが、説明欄1の児童福祉関係職員給与費につきましては、保育班、児童班2班11人の給与費補正でございます。

説明欄2でございますが、ひとり親家庭等の医療費等助成事業、20節扶助費186万円の増額補正でございますが、これは20歳未満の児童を養育している母子並びに父子家庭での児童の医療費の一部負担金から入院1日当たり300円、それから通院1件当たり1,000円、それを控除しました額を助成する事業でございます。歳入につきましては、県2分の1の補助ということになっております。

そして、これらにつきましては、平成19年度の申請件数が伸びましたことにより、実績見込みに不足が生じるために補正をするものでございます。

そして、3款3項4目保育所費でございますが、17ページの下段になりますけれども、説明欄1の保育所関係職員給与費につきましては、保育所職員111人分の給与費補正でございます。

それから18ページになりますが、3款4項1目の生活保護総務費、説明欄1の生活保護関係の職員給与費につきましては、保護班7名の給与費補正でございます。

歳入につきましては7ページへお戻りいただきたいんですが、13款民生費の国庫補助金、それから14款2項2目の民生費の県費補助金、これらにつきましては、説明欄に記載のとおり、ただいま歳出のご説明で申し上げましたように各事業の補助金を計上させていただきました。

それから9ページの中段になりますが、16款1項2目民生費の寄附金でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、井戸野の本部弘親さんから社会福祉費の寄附金を受納したことによるものでございます。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ありがとうございます。ほかに担当課の説明は。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは歳入の方になります、8ページをお開きください。

17款繰入金、介護保険事業特別会計繰入金1,798万円という補正ですが、議案第2号の介護会計の補正予算の方でご説明いたしますけれども、平成18年度の決算が確定したということで、市の負担分の返還ということになります。具体的には保険給付費の12.5%分、それと地域支援事業費の介護予防事業ですと12.5%、任意事業ですと20.25%というような市の負担があるんですが、平成18年度の事業が確定したことによりまして、この分だけを一般会計の方に返還するという内容になっています。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） それでは、担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

委員（木内欽市） 17ページの保育所費の111名で721万2,000円の減というのは、具体的に教えてください。

委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） これは、総務費の方で一括給与費関係の方につきましては計算をし、それぞれの歳出項目の方で調整をしているものでございまして、直接私どもが給与費を計算するということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（林 一雄） 木内委員。

委員（木内欽市） 何か今ちょっとよくわからなくて、給料が減ったとか退職者が出たとか、そういうことではないんですか。

委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） これは、111名の保育所の関係の給与につきまして、当然、年度初めと今の状況では、人数的なものも違ってきている部分がございますので、それからもろもろの手当を含めまして給与費関係につきましては、一括して総務課の方ですべてそれぞれ計算をしたものを歳出項目の方へ当てはめるということでございます。

委員長（林 一雄） 木内委員。

委員（木内欽市） 大体分かりましたが、要するに111人で単純に割ると1人70万円くらい、要するに70万円くらい給料が少なく済んだということですか。

委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） そのとおりでございます。

委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第2号につきまして補足説明をさせていただきます。

本会議の方で補足説明をさせていただきましたとおりですが、再度繰り返しになる部分が多いと思いますのでよろしくお願いします。

最初に、予算書の1ページ目をお開きください。

第1条、今回の補正額ですが1億1,772万7,000円、この金額につきましては、平成18年度の歳入歳出決算の差引額です。この金額を平成19年度の補正予算ということで繰越金として財源を入れまして、それを補正するという内容になります。

続きまして、予算書の方の5ページ、事項別明細書のところを見ていただきたいと思ます。

これですと、補正額のところが今回の1億1,772万7,000円ということが唯一の財源という形になりまして、次の6ページをお願いします。

補正でこの財源を使いまして、最初に6款諸支出金、こちらに保険給付費等の国、県、市等への返還金に当てるために6,425万2,000円を当てまして、その残額を基金の方に5,347万5,000円を積み立てるといったような補正の内容になります。

続きまして、8ページをお願いします。

上の段の4款基金積立金ですが、この5,347万5,000円を積み立てることによりまして、平成19年度末の介護保険の方の基金の保有見込額ということですが、3億31万円といったような予定になっております。

6款諸支出金で説明欄のところに国庫支出金の返還金が3,919万5,000円、県の支出金の返還金が707万7,000円、一般会計への返還金ということで、先ほど1号議案で申し上げましたとおり1,798万円といったような内容になっております。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ありがとうございます。

高齢者福祉課の説明は終わりました。議案第2号について質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、生涯学習課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） それでは、議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明したいと思います。

皆様方のお手元に議案第7号の参考資料として、旭市社会体育施設使用料の改正について

ということでお配りしてあると思いますが、それを見ながらまとめましたので説明したいと思います。

まず、改正理由でございますが、現在の社会体育施設の使用料については、合併前の旧市町の料金体系で統一されてない状況であります。このようなことから地域住民に対し不公平感をなくすためにも、早急な見直しが必要と考えまして、平成20年度より使用料の改正について提案するものであります。

改正案の要旨としましては、大きく分けて2点あります。まず、区分体系と単位の統一、料金の区分を一般と高校生以下に統一しました。それと、時間単位を1時間単位に統一しました。野球場の照明は、2分の1点灯、3分の2点灯、全灯の場合の規定がありましたが、2分の1点灯、3分の2点灯では、照度も低く利用者の安全性を考え全点灯のみに統一しました。

それと、使用料の設定ですが、使用料の設定に当たっては、基本的には現行を基準としておりますけれども、設置年度、施設の規模、設備の状況等を勘案し格差が生じないようにしました。

それから、平成9年度より総合体育館の利用促進を図るため、旭地区の体育施設は毎年10月のみ使用料無料、市外については市内料金としていましたが、建設後10年を経過し利用者も定着していることから初期の目的を達成したものと考え、10月の無料月間を廃止するものです。市外料金については5割増、現状どおりといたしました。算定に当たっては、年間の維持管理経費や近隣の状況なども参考といたしました。

それでは、次のページを開いてください。

1ページになっておりますが、これは野球場でございます。野球場市内5か所、左側が現行の料金体系です。右側に改正案となっております。赤くなっているのが今度の改正の料金でございます。

まず、野球場のこの5か所でございますけれども、旭スポーツの森公園野球場と海上コミュニティ運動公園野球場については、新しく設備的にも整っているということでAランクと位置付け、スポ森の現行と同じ一般600円、高校生以下を300円としました。照明料については、現行と同じであります。旭はコイン30分、海上がカード120分単位となっているため、区分けしました。

3段目の海上野球場は、蛇園地区にあります昭和45年設置の古いグラウンドであります。照明設備もなくランク的にはCランクと考えまして、上の2施設の半分と設定いたしました。

次の飯岡野球場と干潟野球場については、施設的には旭スポ森と海上コミュニティ野球場より程度的には悪いが、蛇園野球場よりは程度がよいので、ランク的にはBランクと考えまして、一般400円、高校生以下200円と設定しました。

次の2ページをお開きになってください。

これは、庭球場でございます。まず一番上ですけれども、スポ森の庭球場については、現行では500円であります。それを400円に下げる設定でございます。これは、東総運動場の庭球場が1時間当たり200円とかなり安くなっていました。市内の利用者は両方使っておりまして、もう少し安くないのという声も聞きますので、100円下げたいということでございます。以下の3施設については、海上庭球場、飯岡、それと干潟さくら台の庭球場につきましては、スポ森の庭球場と比較しますと程度は落ちますので、一般を300円と統一しまして、高校生以下についてはスポ森と同じ100円としたものです。

続いて、3ページと4ページについては、体育館の関係でございます。総合体育館についてはほぼ現行どおり、ただし区分を高校生以下のみとして設定しました。

それと入場料あり・なし、営利・非営利の規定については一括して最後の備考欄へ規定いたしました。

次の海上体育館については、旧海上中学校の体育館であります。本年4月より社会体育施設となったものでありますが、現行の料金も規模的に同一である青年の家体育館と同じ料金で設定しましたが、今回の改正とあわせ再度見直しました。一般を現行の夜使用と同じくらいの1,300円と設定し、高校生以下を3分の1程度の400円、以下半面使用、個人使用の場合の規定を設けました。研修室は特別教室のことでありまして、現行の夜間料金とほぼ同じであります。

次の4ページの飯岡体育館、程度は先ほどの海上体育館よりはよく、床の改修工事も実施したところでございます。それで、若干多く設定していただき1時間1,500円、高校生以下を3分の1の500円といたしました。

それから、月決め会員制を行いまして、総合体育館と同様、1時間当たり単位の4倍とし、一般で6,000円、高校生以下を2,000円と設定しました。それと、個人使用の項目も新たに入れました。

続きまして、5ページの飯岡ふれあいスポーツ公園でございます。飯岡支所の北側にあるスポーツ公園でソフトボール場、サッカー場、多目的広場の三つの施設に分かれております。それぞれ料金が設定されているところでございますが、改正案としましては、現行とそれほ

ど変わっておりません。ソフトボール場、サッカー場は一般で500円、高校生以下が半分の250円であります。また、多目的広場は面積からしてソフトボール場、サッカー場の半分強くらいであるため、一般を300円、高校生以下を150円としました。下は照明料で、ソフトの場合で500円、サッカーで1,000円とほぼ現行どおりであります。

次に、下の旭市弓道場ですけれども、これは干潟地区にあるものでございますが、高校生以下をなくし単位を1時間にしました。料金については、現状どおりであります。高校生以下については、安全面から見て単独で許可してない状況であります。弓道協会の指導のもとに行うことになっておりますので、高校生以下についてはなくしてございます。

次の6ページについては、全施設共通事項ということで、これは備考欄に記載してあるものですが、この1点目の使用時間が1時間に満たない時間は1時間とするということでございますけれども、本会議でも質問がありました。これにつきましては、本文で照明については30分の単位ということで規定されております。照明料については30分、したがって、最後の備考欄にこの1時間に満たない場合の1時間とする事項については、施設の使用時間に関する規定であります。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

それと、次の7ページにつきましては、この料金の改正に伴います試算でございます。平成18年度の利用実績をもとに今回の改正案で試算しました。施設ごとに試算した結果、改正による全体の増減としましては、30万円ほどの減となりますが、旭地区の10月の無料月間を廃止するために、その増が136万円を見込まれます。全体では105万円程度の増と見込んでいます。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ありがとうございます。

生涯学習課の説明は終わりました。議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

委員（景山岩三郎） おはようございます。よろしくどうぞお願いいたします。

課長の説明を今聞いたんですけれども、場所の程度がいい・悪いはともかく、社会体育・社会教育の観点から老人クラブなんかはどうしているんですか、それをちょっと説明をお願いいたします。

委員長（林 一雄） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 老人クラブで団体的に申し込まれるときには、減免申請によって減免をしております。

委員長（林 一雄） 林委員。

委員（林 正一郎） 単純な質問で大変恐縮ですが、私はちょっとこれを見まして、2点ほど質問したいと思います。まず第1点は、照明料が意外に高いと、これは要するに原価であるのか、これをお聞きします。

私は、こういった施設ですから、電灯料金の原価でいいんじゃないかというふうに自分は思っておりますので、この点をお伺いいたします。

もう1点は、飯岡のソフトボール場、この改正案でやはり照明でございますが、今度、この間、飯岡の私の知人がソフトボールの方をやっております。何だ、今度は照明料が上がるんだというような話が、合併したら照明料が上がるのかというようなすぐ二言目には合併したらという言葉が出てくるんですが、そうした中で、500円が1,000円になるというようなことでございますので、この点も先ほど第1点目に申しましたように、原価なのか、利益を得る必要はないんじゃないかというのが私の考えでございますので、課長のご答弁をお願いいたします。

委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） まず、照明料の関係でございますけれども、干潟さくら台の野球場につきまして、実は基本料金、電気使用料金等を調べまして、それを時間当たりの電気料に直します。それとメンテナンス費用、ランプ交換等の費用、それも勘案しました。そうすると、時間当たりの電気使用料が1,795円、それと、メンテナンス費用が208円で2,003円、それで2,000円としたというものです。

それと、飯岡の照明料でございますけれども、飯岡のソフトボール場、現行で時間コマ30分で520円を今度は500円です。

委員（林 正一郎） 1,000円になっておりますが。

生涯学習課長（花香寛源） サッカー場が30分1,050円を今度は1,000円にということでございます。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ほかに質疑は。

木内委員。

委員（木内欽市） 減免措置の文言とかをちょっと教えてください。

委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 減免の規定でございますけれども、使用料・手数料条例第5条に減免規定が載せてあります。これについては、法令に基づいて行われる場合、国の機関、他の地方公共団体、これらに類する団体が、その業務を行うために必要と認められる場合、生活保護法に基づいて保護を受けているものから事務の依頼があった場合、4点目として災害、その他緊急やむを得ない事態の発生により施設等を応急の用に使用する場合、その他、前各号に準ずる場合で公益上必要があると認めた場合ということで、うちの方の内規的には市体育協会、市スポーツ少年団等のスポーツ関係団体が主催する公式大会、市内小・中学校及び高校の主催による公式大会、部活動で使用する場合、それと老人クラブ等の高齢者が主催する公式大会、その他青少年育成団体等が行う公式行事で使用する場合、その他減免申請があった場合には随時審査すると、一応そのようなことになっております。

委員長（林 一雄） 木内委員。

委員（木内欽市） 公式大会とかという公式の大会ではなくて、自分たちが練習するとかという場合には入らないんですか。それと、あとこの場合は照明料にもこれが適用されるんでしょうか。先ほどの林委員が質問しました例えば野球場のナイターの照明も、これも該当になるのかどうか2点お願いします。

委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） まず、自分たちで練習等を行うとか、そういう場合には使用料をいただいております。それと、照明料については、これは実費でいただいております。

委員長（林 一雄） よろしいですか。

木内委員。

委員（木内欽市） 照明料は減免措置はないということでしょうか。

委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） はい、そのとおりです。減免については、使用料金のみです。

委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

伊藤委員。

委員（伊藤 保） このサッカー場、それから各競技場に照明器具があるんですけども、いわゆるこれは各競技場の照明器具の数というのは全部一律なんですか、これをちょっとお聞きします。

委員長（林 一雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 照明については、おのおの各施設とも一律ではありません。やはり例えば野球場にしますと、スポ森とかは結構いい照度であります。それと干潟のさくら台については、照度も落ちます。ですから、その辺のところで照明料に差があるということで理解をお願いいたします。

委員長（林 一雄） 伊藤委員。

委員（伊藤 保） これは、一律にした場合に、そういった照明等の施設が少なかった場合、やっぱり市民から利用しているのに何で同じところなのか。同じところなのに料金が同じなのかという苦情が来ると思うんですけども、その辺はどのようにとらえていますか。

委員長（林 一雄） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 照明につきましては、一律全部同じ料金ではなかったかと思えます。例えば野球場にしますと、旭が30分で3,000円、海上については2時間、カードですけども、1万2,000円、これは30分単位に直しますと3,000円、干潟のさくら台につきましては2,000円です。

委員長（林 一雄） 伊藤委員。

委員（伊藤 保） 分かりました。

委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

向後委員。

委員（向後悦世） 体育館の使用料の件なんですけど、何か1時間当たりの使用料と1か月単位の使用料になっていますが、1か月単位の使用料で、これはほかの何か使用したい方との絡みで何か支障を来さないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） この月決めの関係でございますけれども、これは毎日利用ということではなくて、例えば来月あたりは大会があるから、ちょっと週1回程度で月に直しま

すと4回か5回練習したい、そのようなときに、これは体育館で言いますと、一般で言いますと1時間で3,000円、1か月に直しますと1万2,000円ですから、4回使った場合で同じです。例えば、5回か6回その体育館を使った場合には、いわゆる1か月の月決め会員になった場合には1万2,000円ですから安い、そのようなことでやっています。

なお、今、総合体育館についてはインターネット抽選を行っていますので、その1か月まるまる全部使うとか、そういう形は現在のところは、この1か月の制度については今までどおり現行と同じですけれども、そういうことはございません。ご理解願いたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 夏休みとか合宿等のそういうシーズンに入った場合に、もしも仮にどうしても半月間とか長い間を通して、1か月使用契約を結んでいるんだから、使用したいといった場合には、その場合どう対処しますか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 基本的には、月決め会員については事前予約制をとっておりません。1か月間、今までちょっと対応が現在のところ、今までもちょっとないところなんですけれども、あった場合にはよくその事前予約等の関係からいろいろ判断して対応していきたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） これは、今後何かこの1か月単位の使用料金の設定では、もしかしたらトラブルが生じないとも何か感じないようにもお見受けしますので、さらに検討する必要があるんじゃないかと思います。

それと、4ページの飯岡体育館の使用料の件なんですけど、現行だと何か1時間1,050円だったのか、それが何か改正後の料金が改正案だと、何か1,500円のように自分は見受けしますが、随分何か合併してさっき先輩議員の林委員が、合併したら随分いろいろ何か値上がりしてとか、そういうような声が多くなってきていたと言っていたけど、自分自身もそういうことを随分何かいろいろ合併したら、いろいろさまざまな料金が値上がってというような声が聞こえてきていまして、何かちょっと5割近く値上げになるのは、あれ、また再度そういう声の何かいっぱい噴き出すのではないかというような部分を感じられますので、またそのところをどう考えていますか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） まず、1か月その月決め会員の関係についてはよくこちらの方の運用の関係で対応したいと思っています。よろしくお願いします。

それと、2点目の飯岡体育館、これは4ページをちょっと見ていただきたいと思います。4ページの一番上、市内、現行では昼間1時間当たり1,050円です。夜間これは5,250円で現行では1,312円ということで、実際のところ昼間、恐らく体育館の照明関係で安くしたのかなと思っているんですけども、現状では昼間に利用するときにも照明を使っております。その辺のところの関係がありますので、1,312円から1,500円というところなんですけれども、あとは不公平感をなくすというような基本的なことで自分の方も考えていましたので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） やっぱり昼間1,500円で照明をつけて使っていたものが、一気に5割上がると言うと、やっぱり何か合併したら、また何だ体育館までかというような部分を随分何か感じるんじゃないかと。夜間使っても1時間当たりに直すと1,312円、何かこれはもう少し検討する余地が自分自身あるんじゃないかと思いますが、その点、再度お尋ねしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） あともう1点、飯岡体育館の場合には、実は昨年、床を改修して大分きれいにして改修を行いましたので、その辺のところも考慮に入れたものですから、ひとつその辺のところでも理解をお願いしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 恐らく飯岡体育館は、これは新築した直後から恐らくこれ以上の料金はなかったものと思われます。やっぱり課長の説明だと、床を何か補修したからというような説明ですけども、やっぱり新築当時からこういう料金だったのかなと、自分にははっきり分かりませんが思いますので、やっぱり建物自体も補修しても、現実には古くなってやっぱり老朽化も進んできています。何か課長の説明ではいまいち何か建物自体、施設自体が古くなって補修したからというのは何か自分自身も説明ではちょっと理解できませんので、再度答弁を求めます。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） あともう1点、実は飯岡体育館の方は夜間利用が結構多いわけですが、スパンから考えますと、今まで現行では4時間でありました。4時間で実際には5,250円いただいたと。夜間ですから、例えば2時間使用であれば今度の改正案でありますと、3,000円程度で済みます。その辺のところも考慮に入れましたので、ひとつよろしくをお願いします。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 課長の何かいろいろ説明がありましたけれども、やっぱり何か自分らは本当に耳を傾けていただきたいのは、何か先輩議員の林委員が言っていたように、合併してやっぱり随分何か市のいろいろなさまざまな負担が重くのしかかっているな、さらにさっきも申しましたように、体育館も使用料が、体育館までもまた値上げになるのかと、やっぱりこのちょっと料金を何か見直して考えていただきたいと思って、自分は今お尋ねしているわけです。そこら辺の考えは、いかに考えているか、あるかないかちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） これは、これから先、いろいろな面で考えていかなければならないと思っています。というのは、また体育館自体も年々傷んでいきますいろいろな面がありますので、今回の改正以後については、また十分いろいろ考えていきたいと思っています。

以上です。

委員長（林 一雄） 林委員。

委員（林 正一郎） 私は、この問題点は、やはり先ほど私が言ったように、基本料金とこのメンテナンスの料金が幾らだと、それを合算して、それでこれだけの料金になりますよと。課長、優秀な方が、床を直したとか修理したとかどうだとか、それは答弁にならない。床を直したから電気料金を上げたよでは、これは答弁にならない。我々も商売をしておりますが、多くマンションに入っていて、そうしますと出ます、そうすると改修します。クロスを張り替えをやっても料金を上げるわけにはまいりませんので、だから基本料金はこうなっているんだと、メンテナンス料がこうなんだと、だからこれだけの料金を上げなければいけないと、だけど、それにもまだ私は疑問があるんです。公共施設ですから、補助金でもう少し減免したらいいじゃないかという、もう一步踏み込んだ私も議論をしたい、本来ならば。だけど、

それもどうかと思いますので、私としては課長の答弁がもう少し基本はこうなんだということ
を答弁していただければ、私は納得いたします。悦世議員と同じです。

どうですか、5分ほど休憩して、そのうちに課長のいい答弁が生まれると思いますので、
10分間の休憩を委員長にお願いしたいと思います。

委員長（林 一雄） 分かりました。議案の審査は途中でありますが、ここで11時10分まで
休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時10分

委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

先ほどの林委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 確かに基本とメンテナンス等で算定すべきものだと思います。
それで、うちの方もちょっと本日、確か資料は持ってこなかったんですけども、維持管理
経費を1時間当たりの単価、おのこの施設関係、算定いたしました。この飯岡体育館に対
しては、確か1,500円を超えていたと思います。すべてこの料金については、その維持管理
経費以下におさめているということをご理解いただきたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 今、課長の説明では、さまざまな維持管理費や何かを合算すると、使用
料金を超えてしまうという説明でございますが、それは役所関係の施設というのは、ほぼそ
ういった施設が大半なんではないかと自分自身思いますし、またそういうことで試算しま
すと、今回やろうと思っている健康パーク、ああいう施設は試算してやってみたら、全然成
り立たない料金だと思います。それを何か課長がそういうような答弁するというのは、課長
はちょっとおかしいと思いますので、再度検討して新たな答弁を求めます。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 今回の改正につきましては、冒頭にも申しましたとおり、設置

年度、施設規模、設備状況等を勘案しまして、格差を生じないようにしたというのが一番の前提でありましたので、それと先ほど言いましたように維持管理経費等も勘案して考えたものでありますので、ひとつご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 林委員が、大分自分が言ひたいことを代弁してくれたから自分はあれかと思ひたけれども、課長の説明では、何か答弁になつてないんじゃないかと、やっぱり行政を運営していく中でも、公共施設が試算して成り立っていたらみんな営利団体ではないですか。やっぱり本来行政というものを真剣に取り組んでもらひたいと言うか、真剣身ある答弁をお願ひします。ふざけているんじゃないよ。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 申し訳ありませんです。しっかりやつていきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） この体育館の料金は、やっぱり何か現行から見て、どういふ根拠で算定したか、もっと具体的に聞かせてもらひたいか、そこら辺の答弁も具体的に、何かさまざまな経費を合算すると、この料金を超えてしまうからと、そういう説明でしたが、やっぱりこれでは説明になつていないと思ひるので、何か試算の根拠をはつきりと説明してください。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） あともう一つ算定の考えとしましては、その各設置の年度によります。海上体育館については、昭和54年4月1日、飯岡体育館については昭和59年4月1日ということでございます。その辺のところも、それで3ページの海上体育館については1,300円、それで設置年度は飯岡体育館の方が5年ほど新しいものですから1,500円にしたということもあります。

以上でございます。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 自分ね、課長の説明を聞いていた限りでは、改正案は何かどうも理解できません。また、やっぱり昼間は1,050円、夜間4時間使用した場合に5,250円、1時間当たり換算すると1,312円、電気を昼間でも使っているというような説明がありましたんで、

結局、そういう何か昼間でも夜間料金にしてもらいたいというくらいであったら、何か妥当かとも思いますし、自分は何か改正されたとしても1,300円くらいが妥当かとも思います。そこら辺どう思いますか、ちょっと答弁を願いたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 先ほどから申し訳ありませんけれども、たびたび言うようでございますけれども、設置年度、施設規模、設備の状況等を勘案しまして設定したものでありますので、ひとつご理解のほどよろしく申し上げます。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） だから自分が言いたいのは、やっぱりこういう体育館とかいろいろな庭球場とか野球場とかさまざまな施設があります。でも、やっぱり本来、行政というのは住民サービスがいかに予算の中で最大限できるか、努力して邁進していくものだとして自分自身考えていますので、やっぱり何かさまざまな、合併して料金が値上がったから、また今度は何か子どもにとっては、体育館とかは何か自分で働いた金で料金を支払うとか何かじゃないような世代も使うわけです。その中で、やっぱり大幅な料金改定というのは、どうも自分自身理解できません。またそのことについて、ちょっと課長の答弁があれば答弁を求めます。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） たびたび申し上げておりますけれども、やはり改正となると、個々に見ますとそういったバランスというのもありますので、その辺のところもひとつご理解のほどお願いしたいと思います。

委員長（林 一雄） 柴田委員。

委員（柴田徹也） 実は、この表を見ていて、私も憤っている一人でございますが、干潟町のさくら台の野球場、これは今の話よりももっと値上げが激しくて、今まで3時間で520円、1時間単価173円だったやつが400円に上がるわけです。これは倍以上上がっているわけです。ですから、これは大変なことだと思っております。できれば、この料金は安い方が市民は喜ぶわけですから、安い方にそろえてもいいのかなと、もっと一步飛躍してみれば、この施設は全部いろいろな金を集めてみても、たかだかと言っては悪いけれども、市全体で2,100万円くらいの額です。例えば、これを取らなくしてしまっただけで使わせても、市全体で年間2,100万円、それで市民が喜んであれば、そんな大なたもいいのかと、そう思いま

す。

ただし、財政のこの厳しい時代ですから、この2,100万円は今少ないと言って大変失礼しましたけれども、この料金の算定が近隣のいろいろな施設、それも当然、全部調べられていると思います。当然、例えば匠瑳市の同じような体育館が、大体このくらいの額で使われていると、それから銚子市はこうだと、それからこの旭市の中の同種類の施設、野球場なら野球場の中で、やっぱりそれは施設が違うからランクづけをしてこの料金を決められているんだと思います。ですから、私もできれば安い方に越したことはありません。干潟町もこんなに上がっているわけです。一番上がっているんです。ですから、我々も怒られます。なんだおまえ、おれら方はこんなに上がったではないかと、ほかはほとんど変わらないか下がっているのに、何で干潟だけ上がるのかと、おまえらがでれすけだからだと、こう怒られるかもしれないけれども、それもいろいろな均衡というのがありますんで、それで考えられた額だと思います。ですから、どうしてもなければ納得はしますけれども、できればそれは安い方がいいと思います。どうでしょうか。

委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 確かに安いことに越したことはありませんけれども、ただいま柴田委員が言ったとおり、この算定に当たりまして、近隣の市町村の動向も調べてあります。その辺のところは、資料の下の方に添付してあると思います。実際のところ、東総地区、銚子から匠瑳地区に関しましては、はっきり言いまして旭地区より料金は高いです。それよりか当市の設定については低いとご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（林 一雄） 柴田委員、よろしいですか、今ので。

向後委員。

委員（向後悦世） 課長、やっぱりこれは全体で改正した後、使用料が105万円増額になります。やっぱりなぜ市の施設を何か営利団体みたく、何か増収というような形をとるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） ちょっともう一度その7ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回の料金改定につきましては、増減理由の上の方に改定による増減とあると思います。それをちょっとトータル的に見ますと、改定による増減については30万円が減額です。この105万円そのものの大きな理由としましては、先ほど来から話しました旭地区の総合体育館等を10月の無料月間にしておるものですから、それによる廃止による増が136万円あるということで、その辺のところもご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（林 一雄） 向後委員、よろしいですか。

委員（向後悦世） 自分も説明には納得いきませんが、やっぱり何か課長の何かもっと明確な答弁が聞きたかったと思います。きょうは、これで自分の審議の方、ここまでしたいと思います。

委員長（林 一雄） ほかにございますか。

景山委員。

委員（景山岩三郎） 課長、要望ですので、答弁は要りませんから。先ほどから林委員、また向後委員の方から突っ込んだ質問をして、そのついでですから。

市内に合併してから確かに公共施設はいっぱいあります。その中で、やはり市民に有効に使ってもらわなかったらしょうがない。特に、子どもたちには。その中で何がだめだ、ここがだめだとかあまり文言を余計につけ過ぎます。もっと幅を広くして使ってもらわなくちゃ市民のサービスにならないです。

それと、相乗効果で確かに野球場とか体育館、いろいろ学生が部活に来たら、旭の施設に泊ってもらったクラブほど優先的に使わせてください。これは、旭の宣伝にもなるし、野球でもバレーボールでも何でもそうです。合宿で使ってくれて、なおかつ市内に宿泊してもらったら、そのチームを優先に施設を使わせてやってください。次の委員会でお答えをもらいますから、十分に考えて検討してください。

委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、庶務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、第二中学校校舎改築工事の概要について補足説明申し上げます。

げます。

校舎は、西側の現在の野球場側に配置いたします。鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積5,481.84平方メートルで、現在の北校舎、南校舎の面積とほぼ同程度の面積となります。教室棟を南側に配置し、各階に10教室、合わせまして30教室を配置いたします。管理棟を東側に配置し、職員室、校長室、事務室、特別支援教室、理科室等を配置いたします。全体の配置でございますけれども、正門は西側、現在の野球場側とし、管理棟の西側が正面となります。そのほか学校敷地への入り口は、生徒の通学経路を考慮いたしまして、北側、グラウンドの北東側、南東側に各1か所でございます。すべて電子ロックとし、職員室でかぎの開閉管理を行い、防犯対策を施す予定となっております。

グラウンドにつきましては、校舎完成後、既存校舎、体育館を解体して東側に配置いたします。グラウンドには、野球場、陸上競技場、テニスコートを整備いたします。また、環境、砂防に配慮し、野球場外野及び陸上競技場トラック内側に芝を張ります。なお、校舎の工期は、平成20年1月に着工いたしまして、平成20年10月31日の完成を目指しております。その後、連絡通路の建築、既存校舎、体育館の解体を行い、グラウンドの完成は平成21年8月を予定しております。また、用地といたしまして約1,500平方メートルの取得を予定しております。

以上で、概要の説明とさせていただきます。

委員長（林 一雄） ありがとうございました。

庶務課の説明は終わりました。議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

委員（向後悦世） 自分は、本会議等でもちょっと質疑しましたけれども、付託されている案件なので、委員会で細かいことを何かお尋ねしようかと思ってまして、説明では何か2回入札が流れたとお聞きしました。また、その件についてちょっとお尋ねしたいと思います。

この入札の方法は、一般競争入札だったのか、それとも指名競争入札だったのか、その点をお尋ねしたいと思います。

よろしく申し上げます。

委員長（林 一雄） ここで、財政課長にお入りしていただきますので、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 11時31分

再開 午前 11時35分

委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長、ご苦労さまでございます。

向後委員、もう一度すみません、財政課長に説明をお願いしたいんですけども、よろしくをお願いします。

向後委員。

委員（向後悦世） 先日、本会議のときに議案第13号が追加提案されまして、そのときに自分も議案第13号については質疑いたしましたが、また議案第13号は、当委員会に付託されているとのことでありましたので、自分も委員会でもう少し具体的にお尋ねしようかと思っていました。それについて、また今回の旭二中の校舎改築工事が、一般競争入札だったのか、それとも指名競争入札だったのか、とりあえずその点をお尋ねしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 今回は、共同企業体方式によりまず一般競争入札でございます。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 自分も10日にもお尋ねしましたが、随分、高落札率だったと、落札率が99.73%、その原因は、やっぱり何か前々も旭二中の体育館の件で高落札率だとか、何件かやっぱり入札方式を何か改正する余地があるのかなということ、一般競争入札を何か1億円以上取り組むという形をとりましたが、それでも高落札率につながる原因は何か解明して、うまく何か自然な皆さんの血税がスムーズに使われているというような方向を模索していかなければ執行部としてはいけないのかなというふうに私は感じます。その点についてお尋ねしたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 今、高落札率というご指摘でございますけれども、落札率という言葉が今回使うのが適切かどうか、実際に2回で落札はいたしておりません。落札ができなかったものですから、これは地方自治法の規定で落札できなかった場合には随意契約の交渉が

できるということになっておりますので、一番最低価格の方と随意契約の交渉をしたと、交渉した中でその契約の率が落札率と言いますか、予定価格の契約の率がたまたま99.7%ということでございます。この高かった原因ということでございますけれども、一般競争入札の中でも特に10億円を超すという形の事業でございますので、私どもの方は共同企業体方式、いわゆるJV方式、海上中学校をやったときと同じようなスタイルで、条件も同じでやったわけです。どうしても一般競争と言いますと指名競争と違いまして、公告をして相手方が手を挙げてくるという形になります。そういった中で、今回も2つで決めたいということをやったわけですが、高くなった原因と言いますか、これはこの前もお話したようにちょっと分からないんですけれども、ただその節税という意味で言われますと、実際に私どもの方では設計価格を公表できないというところがありまして申せないんですけれども、実際には既に設計から相当の額を引いた額を予定価格にはしていると、これを余り厳しくすると、業者の方であまりなくというようなことを聞いているんですけれども、そういった面も一つにはある。

それから、本会議でも申し上げましたように、ちょっと入札の時期がおくれまして、その後、原油価格、それから鉄鋼、そういったものの資材等も若干厳しくなっているのかなということ、これはあくまで推測でございまして、はっきりとした原因というところはわかっておりません。

以上でございます。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 課長の話だと、何かその中にどうも値切りもしてあるというような説明もありました。値切りは果たしていかほどしたのか、その辺も具体的にお話しただければありがたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 値切りはどれくらいしたかと、値切りという言葉が適切かどうか分からないんですけれども、今、私どもの市では、設計額、そういったものの公表という形にしていないものですから、ちょっとその辺はご勘弁をいただきたいと思います。これをやってしまいますと、全部分かってしまいますので、そうすると、その予定価格が分かっちゃえば、その高どまりすると当然なるんですけれども、今、私ども旭市のやっている制度では、ちょっと公表してないということでございますので、ご勘弁をいただきたいと思います。

委員長（林 一雄） よろしいですか、向後委員。

委員（向後悦世） 再度お尋ねしますが、公表できないということですので、またそれは無理にお尋ねいたしません。ただ、2回入札が流れたら随意契約だと、当然のような説明でございましたが、やっぱり2回流れたら業者を替えると、その業者を外すと、この方が妥当かと自分も思いますが、その点についてはいかがかと思えますか。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 先ほども申し上げましたように、2回入札をやって落札ができなかったときは、この地方自治法の規定でも随意契約の交渉ができるということで私どもはやっておりまして、その随意契約の交渉も2回やるということで、その規則は今までもずっとやってきた形ですので、そういう形で実施いたしました。

以上でございます。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 課長の説明は分かります。けれども随意契約ができる、1回入札を流したらその業者を外すこともできるわけです。やっぱりその選択肢の中で、何で2回も流れたのに随意契約を選択したのか、その辺を答弁願いたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） いわゆる向後委員は流れるということでおっしゃいましたけれども、これはいわゆる不調になったときに、これは規定でやはり設計をやり直してやるということでございますけれども、今回は入札では落札しませんでしたけれども、最低の業者と契約ができたわけですから、これは流れたということではございませんで、今まで過去もありましたけれども、2回やってまた随意契約の交渉をしても、なお成立しなかった場合にはこれは不調となります。その場合には流れたという形で、今回は随意契約で契約ができましたので、流れたということにはならないかと思えます。

以上です。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 入札は、2回流れたというような執行部の説明がありましたので、自分は流れたというふうに解釈したわけです。随意契約の選択を選んだと。

委員長（林 一雄） 答弁もらいますか。

委員（向後悦世） はい。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 流れたということではございませんで、この入札、私は一番最初に本会議で申し上げましたのは、入札そのものはできなかったということです。業者の方が、最初は私ども7月ごろにやろうと思ったら、その大手の業者が指名停止になりましたので、これはJVが組めないということで中止しました。2回目に9月ごろ、やはりこれは大手の業者が国交省の方から営業停止という処分を受けまして、これもやはり入札の対象がなくなってしまいましたのでこれも中止、そういった意味で言ったのであって、入札そのものをやって流れたということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（林 一雄） 向後委員。

委員（向後悦世） 入札が2回流れたのでなくて、どういう形で不調に終わったのか、その辺をもっと具体的に、やらなかったのかというふうに解釈できますけれども。

委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 向後委員のご質問の趣旨は、今回の入札が2回で流れたというのは、入札で落札がなかったという意味のことでしょうか。

委員（向後悦世） はい、そういうふうに解釈しましたけれども。

財政課長（平野哲也） 流れたという表現ではなくて、入札はあくまでも札入れを2回やったという意味です。1回目で普通は入ったりすれば、1回目でも契約できる、予定価格を下回れば。1回目で入りませんから、もう1回札入れをしてくださいということで、2回目も札入れをして入札をしていただきました。それでも予定価格に達しなかった。そういう意味でございまして、流れたということではなくて、札入れは2回やっております。その2回の札入れをやった結果でも、落札がなかったということで、これは地方自治法の規定によって随意契約の交渉をしたということでございます。

委員長（林 一雄） 林委員。

委員（林 正一郎） 基本的には、課長、この防衛省の関係で1回目に一般競争入札を市役所では公募したわけです。そうしたら、竹中・阿部だけしかなかったわけです。それは何でかと言うと、JVを組みたくても防衛省関係で日本全国の手企業50何社というものが、指名停止処分を食っていたわけです。それともう一つ営業停止処分というのも食っていたわ

けです。それは、あなた方が見過ごしたわけです、私に言わせると。だから、まだまだ指名停止はきょうで切れましたよと、何月何十日で切れましたと。だけど、その営業停止がもう10日ありますよということをミスっちゃったわけです。それで、結局、第1回目の入札は不調になってしまったわけです。不調にも何も入札にならないわけです。それが、まず第1回目にあったわけです。

だから、実際には一般競争入札をやったのは1回しかないわけです、はっきり言って。それで2社、畔蒜とあとはどこだったか分かりませんが、その2社で2回やって、それで予定価格に達しないから随意契約で10億円と1,535万円で契約しましたよという流れになってくると私は思うんです。そのように私は理解しているんですが、その説明が淡々と順序よくあなたの本会議での答弁が淡々と流れてこなかったわけです。だからちょっと聞きづらかったという点があったと、私はそれも悦世委員はちょっと理解がまだ得られなかったのかなというふうに今感じておるわけですが、そこで、私はその件に関しては私なりに理解はできるんですが、そこで、私が今一番懸念しておるのは、竹中工務店は市川か千葉で、その鉄筋不足のマンション造りをやったのが新聞に出ております。これをその当時は察知できなかったわけですが、これからあとは網中設計事務所の先生を信頼して、この検査をどのようにやっていくかということが大きな課題ではないか。とって財政課長では技術屋ではないから、やっぱりちょっと不安が私にはあるというふうに、不安は払拭できないというのが私のまず第1点です。

それで、第2点は、浪川課長に一番心配するのは、海上中学の場合には違うところに移転して建てたわけですから、その学童の危険というものは余り察知しなくても、交通のときだけでもいいのかなというふうに思いますが、今度はここに学童が来ております。この点を十分注意し配慮していかないと、そういった工事のローテーション、そういったものを十分しっかりと頭の中で認識していかないと、事故が起きた場合は困るということで、浪川課長は大変だと、この大役を仰せつかっておるので大変だということで、私は老婆心ながらこれを思っておる一人でございますが、そういったローテーションを先ほど説明なされましたが、いま一つ再確認のためにこの説明をしていただきたい、このように思います。

以上です。

委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

最初の鉄筋の強度の関係でございますけれども、これらにつきましては、委員ご指摘のとおり、網中設計事務所と密に連絡を取り合いながら、その辺の管理を十分していただこうと、そのように考えております。

次に、工事期間中のいろいろな面での危険防止等についてでございますけれども、確かに林委員ご指摘のとおり、西側のいわゆる狭い道路からの工事車両等の出入りになると思います。したがって、交通安全はもちろんのこと、それ以外のいろいろな事故等が発生しないよう最善の努力をいたす考えでおります。

よろしく申し上げます。

委員長（林 一雄） ほかに質疑は。

向後委員。

委員（向後悦世） 自分も落札率が99.7%、これだけ見れば高落札率だ。ただ、設計価格から値切りをしてあったことありますので、その値切りの額が公表できないということであれば、果たしてこれが設計価格から値切りが1割したものなのか2割したものなのかは分からないので、自分らはあまり追及する根拠が算出できませんので、今回のところはこの辺で打ち切りたいと思います。

委員長（林 一雄） 答弁はいいですね。

委員（向後悦世） はい。

委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

景山委員。

委員（景山岩三郎） 庶務課長、すみません。先ほど林委員、また向後委員の方から大分質問が出ていましたけれども、学校ですと、安心して安全でなかったらしょうがない。その中で、値切りだの業者がなくなるとやっていたら、この竹中は疑惑のオンパレードでしょう。それを十分注意してひとつお願いいたします。建てました、壊したではしょうがないから、これは本当に十分、これは信用したら本当にいけませんと思う。十分注意してください。

委員長（林 一雄） 答弁もらいますか。

委員（景山岩三郎） 要らないです。

委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

委員長（林 一雄） これより討論を省略し議案の採決を行います。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（林 一雄） 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（林 一雄） 賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

委員長（林 一雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課は随時報告をしてください。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、2点ほどご報告をさせていただきたいと思います。

まず、1点目につきましては、現在、小・中学校の耐震補強工事等を行っているところでございますけれども、進捗状況等につきましてお知らせしたいと思います。

まず、飯岡小学校でございますけれども、11月末現在で92%の進捗率でございます。なお、干潟中学校は完成しております。

次に、3月に契約し着工しました干潟小学校校舎が88%、共和小学校の校舎が82%、同じく共和小学校でございますけれども、屋内運動場が10%、豊畑小学校の校舎は既に完成いたしております。

次に、5月に契約をいたしておりました中央小学校が75%の進捗率、滝郷小学校が76%、第一中学校の地震補強改修工事でございますけれども、これは既に完成をしております。

次に、6月に契約をしました鶴巻小学校でございますけれども、11月末現在73%の進捗率でございます。なお、第二中学校の屋内運動場の改築工事につきましては85%の進捗率となっておりますけれども、まだ完成していない学校につきましても、工期内完成を目指して万全を期したいと考えております。

よろしく申し上げます。

次に、先般、一般質問の中で伊藤委員から質問いただきました旧海上中学校の校舎解体工事の廃棄物の処理先についてご報告申し上げます。

お配りいたしております計画書本校舎分と外構、尚武館、駐輪場、プール、部室等という2枚になっておりますけれども、まず、本校舎ナンバー1の方からご説明申し上げます。

上から木くず、たたみとなっておりますけれども、この2品目についてはリサイクルをする予定で、一番右の欄の場所でリサイクルをする予定になっております。

次に、ガラスくず及び陶磁器くずにつきましては、同じこれは最終処分、産廃になりまして、一番右の欄の最終処分場で処理をいたします。

次に、がれき類でございますけれども、これも一番右のところにあるようにリサイクルをする予定になっております。

次に、Pタイルにつきまして、これは最終処分場で市原の方で処分をする予定でございます。

次に、鉄くず、金属くずでございますけれども、これはリサイクルを予定しております。

次に、蛍光灯類のくずでございますけれども、これも最終処分場で処理をする予定でございます。

次に、2ページ目でございますけれども、校舎以外の部分の処理でございますけれども、がれき類につきましては、このコンクリートとアスファルトのがら、これはリサイクルを予定しております。

次に、やはりガラスくず及び陶磁器くずでございますけれども、これは産廃として最終処分場で処理をいたします。

次に、木くずでございますけれども、これはリサイクルとしてチップ材等にする予定でございます。

次に、廃プラスチック類でございますけれども、これは産廃として最終処分場で処分をする予定でございます。

次に、金属くずでございますけれども、これはリサイクルを予定しております。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ほかに報告。

学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） 学校教育課より1点ご報告申し上げます。

去る11月16日、17日の両日にわたりまして、大会テーマを明日へとし、確かな学力の育成、ICTの適切な活用を目指しまして、旭市、中央小学校をメイン会場としまして、市内7小・中学校において第33回全日本教育工学研究協議大会全国大会が開催されました。初日は、午前中に中央小学校、矢指小、豊畑小、鶴巻小、古城小、飯岡小、第二中を中心にテレビ会議やインターネット、電子黒板などを活用した公開授業が行われ、午後からは開会行事、そして文部科学省のナカザワ調整官によるご講演をいただくとともに、中国、韓国、シンガポール、ニュージーランドの代表によるシンポジウムが行われました。初日は、630名余の参加者がありました。

2日目は、102本に及ぶ提案がされた分科会をはじめ、シンポジウム等が行われ、その中

で活発な意見交換、協議が行われ、670名余の参加者がございました。また、当日は市長、議会議長、副議長、文教福祉常任委員長をはじめ文教福祉常任委員の皆様及び教育委員の皆様にもご出席をいただき、盛会裏に大会を終了することができました。文教福祉常任委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、また大会に際しましてご支援、ご協力をいただきまして大変ありがとうございました。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ほかに。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課から2点ほど、まず1点目ですけれども、旭第二中学校野球部のスポーツの森公園野球場の使用の件であります。これについては、二中野球部父母会より二中を祝日の優先的使用を求めた陳述書について、11月26日に市長に提出されたところであります。この件に関しましては、この19日に体育協会をはじめ関係諸団体等を集めまして調整会議を開催し、十分協議したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう1点ですけれども、皆さんの机の上に置いておきましたゆめ半島千葉国体のイメージソングが決定した、A4で2枚ほどあると思ひます。平成22年のゆめ半島千葉国体のイメージソングが11月22日に決定されました。曲名はカルナヴァル～すべての戦う人たちへ～、歌はドリームズ・カム・トゥルーでございます。

それから、国体の会期でございますけれども、平成22年9月25日から10月5日までの11日間で開催されますけれども、旭市で行う卓球競技会の会期は、そのうち5日間を予定しているところで、この会期は正式決定は、この19日に開催されます日本体育協会国体委員会で決定される見込みでありますけれども、会期は9月30日から10月4日の予定であります。

以上です。

委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、平成20年4月から始まります後期高齢者医療制度の保険料関係についてご報告申し上げます。

お配りしてあります新たな高齢者医療制度の創設という資料をごらんください。

1ページになりますが、中央のグラフでございますが、平成19年度と20年度の相違点といたしまして、市町村から広域連合へ財政運営が移り、財源構成も少し変わるところござい

ます。現行の老人保健制度では、各医療保険者の老人医療費の実績、老人加入率等に応じて算定しました老人保健拠出金として、社会保険診療報酬支払基金へ拠出され、市町村の老人保健特別会計へ医療給付費の50%が交付されておりますが、平成20年4月から施行されます後期高齢者医療制度では、医療保険者ごとのゼロ歳から74歳までの加入者に応じて算定した後期高齢者支援金として、社会保険診療報酬支払基金へ拠出され、医療給付の40%が広域連合へ交付されます。国、県、市町村の公費負担分については、現行と同じ50%で負担割合についても4対1対1で変わりございません。そして、新たに医療給付費の10%が保険料として設定され、75歳以上の被保険者から徴収されることとなります。したがって、国保について申し上げますと、広域連合の被保険者になりますと、国保税の徴収対象からは除外されることとなります。この保険料の賦課限度額は50万円の設定となります。

1 ページ上段の枠で囲ってある部分の下から3行目をごらんください。

旭市は、療養の給付費等に要する額が著しく低い市町村（特定市町村）として、不均一賦課期間6年の設定で軽減されるとなっております。これは、原則広域連合内の保険料は均一でございますが、広域連合内の老人医療費の平均に対して、一定割合以上低い市町村に対して不均一保険料とすることができることとなっております。旭市を含めて4市町が該当となり、6年間の設定で保険料が軽減されます。この不均一保険料となる4市町につきましては、3ページをごらんください。

旭市のほかには匝瑳市、東庄町、芝山町が該当となるものでございます。

次に戻りまして資料の2ページをお開きください。

平成20年度、21年度の2か年間の県内均一保険料の均等割額は3万7,400円、所得割7.12%、しかし、先ほど申し上げましたように旭市につきましては、不均一保険料が設定されまして3万2,400円、所得割率6.16%となるものでございます。なお、この軽減の税率につきましては、2年に一度見直しされまして、平成22年、23年度につきましては、旭市につきましては約9%の県内の均一保険料より軽減されるもので、あと平成23年、24年、25年につきましては4.5%軽減されるものでございます。

次に、参考例でございますけれども、ケース1からケース4について申し上げます。

まず、ケース1でございますけれども、これはあくまで国民年金の満額、今は79万円ほどでございますけれども、それしか収入のない方でございますけれども、その分につきましては7割軽減されます。均等割については7割軽減、所得割についてはかかりません。それで計算いたしますと、年額で9,700円となるものでございます。

ケース2につきましては、これは厚生年金の平均的な受給額208万円で計算してございます。これでいきますと、均等割につきましては軽減の対象になりませんで、年額で3万2,400円、月額で2,700円、所得割につきましては、ちょっと計算式がございまして、公的年金控除の場合、120万円まで控除できます。それと、基礎控除分33万円を引きまして55万円に対する先ほどの所得割率6.16%という形で、これで行きますと所得割年額3万3,800円、月額2,823円という形になりまして、1年間で納める額は6万6,200円となるものでございます。

ケース3でございますけれども、これは年収が390万円ある子どもと同居している方で、あくまでもこの子どもが世帯主というような設定でございまして、その場合ですと、年金79万円の収入しかございませぬけれども、世帯主が子どもで、その人が収入がございまして、その場合は軽減の対象にならないということで、均等割は月額2,700円、年額で3万2,400円がかかるものでございます。

ケース4につきましては、この分につきましては半年間、いわゆるサラリーマンである子どもの扶養になっている方でございまして、今現在は保険料は一銭も払ってない方でございすけれども、今回のこの後期高齢者の中では、この方についてもやはりかかってくるということで、今現在、国の方では半年間は凍結、あとの半年間は軽減9割という形になっております。ですから、6か月間だけ9割軽減を受けますと、月額270円、年額1,600円というような形になるものでございます。

続きまして、最後の4ページをお開きください。

この表につきましては、都道府県ごとの均等割額、所得割率につきまして厚生労働省の方から発表されましたものでつけたものでございまして、11月26日現在となっております。まだこの時点で各都道府県の広域連合の議会が開かれてない部分もございまして、備考欄の米印のついてないところが、まだその時点では議会が開かれてなくて決定していないというところでございます。ちなみに、この中で千葉県の均等割額、所得割率につきましては、均等割額につきましては、都道府県内で低い方から千葉県については7番目、所得割率につきましては、低い方から8番目というような形になっております。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） 資料はございませんが、1点だけご報告させていただきます。

旭市高齢者保健福祉計画並びに同じ計画の中なんですけど、第4期介護保険事業計画を平成21年度からスタートする計画なんですけれども、先立ちまして現在アンケート調査を実施中です。対象者につきましては、一般高齢者1,500人を無作為抽出、それから現在、介護保険サービスを利用している方、約1,400名強です。それとケアマネジャーに対して約70名くらいですが、アンケート調査表を送付いたしまして実施しておりますので、お知らせいたします。

以上です。

委員長（林 一雄） ほかに報告はございませんでしょうか。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） それでは、特にないようですので、所管の報告で何かお聞きしたいことがあればお願いいたします。

木内委員。

委員（木内欽市） 先ほどの野球場の中学生の件ですが、これは全然法令にも違反してないわけで、先ほど伺いましたら問題なかったわけですが、今後、話し合いをしてくれるということですが、事の発端はどのようなことであのようなことになったのか、ちょっと教えてください。

委員長（林 一雄） 生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） それでは、若干の経過を報告したいと思います。

まず、二中が改築するということでグラウンドが使えなくなってきた。それから、二中の野球の練習のために社会体育施設のスポーツの森の野球場ですけれども、そこを使用させてくれないかというような要望が来ましたので、昨年のときにその関係者を集めて、その本年の利用に関しまして協議して、日曜日を含めて1週間、月曜日から金曜日については夕方、土曜日については1日、日曜日も1日、野球部が使用していたわけです。ただ、その使用が4月からそういう形で部活に利用していたんですけれども、そこで、一般の方々からいわゆる日曜日だけでも使わせてくれないかとか、結構、何回も問い合わせなりいろいろ要望がありました。そこで、9月のときに、9月だと大体野球のシーズンのにも大分落ち着いてきたので、その10月以降について学校側と協議して、10月以降日曜日だけでも一般に開放できないかというようなことで協議しまして、学校側が了解したものです。ですから、10月から3月までについて日曜日だけ一般開放しましょう、また来年度以降についてはまた協議しましょうというようなことで、学校側の方が了解したんですけれども、その野球部のその父母

会の方から反発があったということです。

以上でございます。

委員長（林 一雄） よろしいですか、木内委員。

委員（木内欽市） はい。

委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） それでは特にないようですので、私から申し訳ありませんけれども、生涯学習課長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、先ほどゆめ半島千葉国体のお話がありましたけれども、ここにイメージソングがありますけれども、これはもうCDできており、聞けるんでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 実は、先週に販売されまして、手元にありまして、一応は用意はしてあります。

委員長（林 一雄） これは時間の関係上、午後からの委員会が始まる前に、控室あたりでちょっとさわりの部分を聞かせてもらったらどうでしょうか。委員の皆さん、それでいいですか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（林 一雄） ということでありますので、面倒でもこの委員会が始まる前に、食事が終わってからちょっとさわりの部分だけでも聞かせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、昼食のため1時20分まで休憩をさせていただきます。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時20分

委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の審査

委員長（林 一雄） 去る12月7日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第5号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、陳情第6号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情について、陳情第7号、高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情についての3件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、陳情第5号の審査に入ります。

保険年金課より参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、保険でよりよい歯科医療が行えるようにという陳情について参考意見を申し上げます。

そもそも一般歯科におきます保険診療報酬の積算根拠を申し上げますと、悪くなった歯を日常生活に支障のないレベルへ回復させることを目的としておりまして、より快適にする、よりきれいにする、将来、悪くならないように予防するといった目的では、残念ながら保険を適用することができないと聞いております。しかし、そのことがイコール歯科診療報酬の抑制につながっているかと申しますと、先ほども申し上げましたように、日常生活に支障のないレベルへ回復させる範囲内で、つまり一部の例外を除き、すべての治療は保険診療で行うことができるということになっているようでございます。例えば、前歯のかぶせもの、奥歯の詰めものなども、白いレジンという樹脂素材を用いるようであれば、保険診療でも治療が可能ということでございます。ただし、より快適でよりきれいにといったような将来に向けての予防については、今のところは残念ながら難しいようでございます。いずれにしましても、診療報酬の見直しは2年ごとに実施されるものでございますが、厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会（中医協）に諮問し、答申という手続を経て決定されるものでございます。

以上でございます。

委員長（林 一雄） 保険年金課の説明は終わりました。

それでは、陳情第5号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

柴田委員。

委員（柴田徹也） ちょっとお尋ねしたいんですが、この文章の中に保険ではよくかめる入れ歯が提供できないという表現になっていますけれども、この辺をもうちょっと説明していただけないですか。先ほどのお話で、悪くなった歯を日常生活に支障のない程度に保険では直すんだということなんですけれども、ここはよくかめる歯が提供できない、要するにこの保険でやったらかめない入れ歯になってしまうのか、その辺ちょっとお願いします。

委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） これにつきましては、十分ちょっと把握してはございませんけれども、一応それなりにかめる入れ歯が保険で入れられるものと理解しております。

委員長（林 一雄） ほかにございませんか。

柴田委員。

委員（柴田徹也） もう1点ちょっとお尋ねしたいんですが、診療報酬が引き下げられています。その中で特に歯科医療の分野が一番しわ寄せが大きいという話をちょっと聞いたんですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

委員長（林 一雄） 柴田委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 例えば、歯周病の方の、私もちょっと最近、歯医者に行ったんですけれども、1回にできる治療について、例えば口の中の全部ではなくて3分の1ずつとかという形、1回に全部は確かに保険がきかないというふうな話を聞いてございます。ですから、これを何回かに分けてやる意味合いだと思います。

委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第5号の審査を終わります。

続いて、陳情第6号の審査に入ります。

高齢者福祉課より参考意見がありましたらばお願いいたします。

高齢者福祉課長。

高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、陳情第6号の参考意見ということで説明させていただきます。

今回の陳情ですけれども、昨年12月に出示された療養病床の廃止、削減の中止を求める国への意見書を求める陳情書と基本的には同じ内容になるものと思います。前回の陳情者

ですが、社会保障推進千葉県協議会からのものでした。今回は、千葉県保険医協会から出されているものです。この千葉県保険医協会について申し上げますと、千葉県保険医協会は、保険医等の生活と権利を守り、国民医療の向上を図ることを目的に、昭和47年に誕生し、現在約3,800名が加入しているということでもあります。県内開業保険医の加入する団体で、レセプトに関することや医療事故の紛争、税に関する事など、診療と経営、生活全般にわたっての世話役事業を行っているということです。その事業の一つに、今回の医療制度の改善を求める運動と地域医療活動というのがありまして、今回もその一環だと思われま

す。陳情の内容ですが、政府が示しました療養病床再編策を受け、社会保障審議会、介護給付費分科会のもとに、介護施設等のあり方に関する委員会が設置され、昨年9月から6回開かれ検討されていますので、ここではこの委員会での内容を参考に申し上げます。

療養病床とは、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床で、提供されるサービスは実質的に同じです。また、現在の利用状況を見ますと、必ずしも医療サービスを必要としない方も利用されているのが実態で、医師による直接医療提供頻度では、医療療養病床では48.8%、介護療養病床では50.1%がほとんど必要なし、つまり入院したままで医師による診療は行ってないということになります。このようなことから、高齢者の状態に即した適切なサービスの提供、二つ目として、医療保険や介護保険の財源の効率的な活用、三つ目としまして医師、看護師など限られた人材の効率的な活用の観点から再編が必要だとされています。

費用の面を申し上げますと、1人当たり1か月の費用ということで申し上げますと、医療療養病床ですと約49万円、介護療養病床ですと約41万円、老人保健施設ですと約31万円、特別養護老人ホームですと約29万円というふうになっています。医療病床より介護施設の方が費用が低いといったような状況です。そこで、国民の健康と医療のあり方に矛盾せず、かつ医療費の適正化につながる生活習慣病の予防と入院期間の短縮を再編の政策としています。その政策の第1期、これは平成20年から24年度になりますが、入院期間の短縮の具体的方策が療養病床の転換となり、急性期医療への財源の重点的投入を実現するというふうにしています。再編成に関しては、療養病床が全部廃止されるのではなく、医療サービスの必要性の高い方を対象とした医療療養病床は存続され、老人保健施設やケアハウスへ転換を進めることとなります。再編の効果として、高齢者の状態にふさわしいサービスの提供となり、医療の必要性が高い高齢者には、老健施設や居宅系サービス、在宅などでの適切な介護サービスを提供することにより、あらく見積もると全体で約3,000億円の給付費の削減が期待されま

す。急性期医療への人材の重点的投入が実現し、さらに看護職員の引き上げ等により、医療療養病床の医療の質も向上されるとしています。再編を円滑に進めるためには、細かく対応するとされ、医療機関がそのまま患者の受け皿として老人保健施設などに転換できるよう転換支援を講じ、医療提供体制、施設整備交付金や平成20年度から転換費用の助成を実施していくということになっています。平成19年度では、療養病床アンケート調査などをもとにして、療養病床から転換した老人保健施設における医療サービスの提供や転換促進のための支援措置についてなど検討がなされています。旭市の施設等の基盤整備については、平成18年度、19年度に特別養護老人ホーム16床、グループホーム9床が整備されまして、平成20年度には、さらに特別養護老人ホーム29床が整備予定となっています。

千葉県健康福祉部医療整備課の調査によりますと、海匝管内には、医療療養病床が379床ありまして、そのうち旭市には45床というような状況です。介護療養病床としての施設は、市内にはありません。参考までに申し上げますと、今年の全国市長会の国へ対する要望ということで、これが11月15日に行われました。この全国市長会の方で、この件につきまして要望を上げているんですが、要望の内容につきましては、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換を図るに当たっては、都市自治体の実態を考慮し、国の施策として住民が転換後も引き続き適切なサービスが受けられるよう必要な支援措置を講じることということで要望しているところでございます。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ありがとうございます。

高齢者福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第6号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

いかがでしょう。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第6号の審査を終わります。

続いて、陳情第7号の審査に入ります。

保険年金課より参考意見がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、高齢者が安心して医療を受けられるようにという陳情について、参考意見を申し上げます。

まず、陳情項目の1番目であります後期高齢者医療制度を中止撤回することについてでございますが、このことにつきましては、今年9月の常任委員会でも申し上げましたとおり、今回の制度改正は従来の老人保健制度を市町村単位から県単位に広げるための措置であります。ご存じのとおり、高齢者にかかる医療費というのは莫大なものがございます。それを市町村ごとに対応しているよりは、都道府県単位で対応していく方が効率的であるという判断から実施されるわけでございます。

陳情書の中で、月額1万5,000円以上の年金受給者に対して、保険料を年金から直接天引きすることは不条理なように書かれておりますが、世帯主課税の国民健康保険税と違って後期高齢者医療制度は、個人ごとの賦課になります。高齢人口がふえていく中で、高齢者がおのおの納付手続をされるよりも、的確でスムーズに納めていただくためには、やはり介護保険同様、年金からの天引きに頼らざるを得ないのではないのでしょうか。また、保険料を払わないと被保険者証を取り上げられてしまうということでございますが、後期高齢者医療制度は来年4月からのスタートでございます。したがって、過年度分の保険料というものは発生しないため、少なくとも平成20年度においては、すべての方が1年証ということになります。平成20年度中にどれほどの納付状況になるか分かりませんが、資格証明書の問題については、状況がある程度見えてからでもよろしいのではないのでしょうか。

続きまして、陳情項目の2番目にあります70歳から74歳の窓口負担1割から2割への引き上げを中止するようということでございますが、これにつきましては、とりあえず平成20年度は凍結されることが決まっております。しかし、そのまま中止に持ち込めるかと言いますと、担保となる財源確保の関係でなかなか難しいようでございます。

最後に、陳情項目の3番目にあります65歳から74歳の国保税の年金天引きを中止するようということでございますが、該当者がすべてそうなるというものではございません。該当するケースは、世帯員全員が65歳以上であることとなっております。そこで、先ほどお話ししました後期高齢者医療の年金天引き同様、65歳以上の前期高齢者の方々につきましても、おのおの納付手続をされるよりも、的確でスムーズに納めていただく観点から年金天引きがよろしいかと思われま。

以上でございます。

委員長（林 一雄） ありがとうございます。

保険年金課の説明は終わりました。

それでは、陳情第7号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いいたします。

伊藤委員。

委員（伊藤 保） この2番目の月額1万5,000円以上の年金受給者でありますけれども、これは年金受給者の方がいわゆる保険天引きというのはどのくらいになるんですか。

委員長（林 一雄） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 今現在65歳以上の方の介護保険については、そこから勘案しますと、約9割、90%くらいの方が年金天引きの該当者になるうかと思えます。

（発言する人あり）

委員長（林 一雄） 保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 伊藤委員、後期高齢者でよろしいでしょうか。

委員（伊藤 保） はい。

保険年金課長（増田富雄） 先ほどの委員会の中でご説明しましたように、例えば国民年金を満額いただきまして79万円でございますけれども、この場合ですと、年額で納める額が9,700円でございますので、それを6回に分けていただいた額の形が大体1回分の納める保険料になります。

以上でございます。

委員長（林 一雄） よろしいですか。

委員（伊藤 保） はい。

委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

委員長（林 一雄） 特にないようですので、陳情第7号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。大変ご苦労さまでございました。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時47分

委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

委員長（林 一雄） これより討論を省略し採決を行います。

陳情第5号、保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第6号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

陳情第7号、高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立なし）

委員長（林 一雄） 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本陳情は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

委員長（林 一雄） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時50分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄